



鳥取県公報

平成15年12月26日(金)

号外第173号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則(97) (男女共同参画推進課).....	1
	鳥取県会計規則の一部を改正する規則(98)(審査課).....	4

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 推進員の職務の遂行に関する事項を定めた規定を削ることとした。(第3条、第5条～第8条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

- 1 収納金集計票の納付日の欄への記入に係る留意事項について、所要の改正を行うこととした。(様式第11号)
- 2 この規則は、平成16年1月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第97号

鳥取県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県男女共同参画推進条例施行規則(平成13年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正

部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(推進員の任命) 第2条 略</p>	<p>(推進員の任命) 第2条 略</p> <p>(推進員の職務の遂行方法) 第3条 推進員は、それぞれ独立してその職務を遂行する。ただし、次に掲げる事項の決定は、合議により行うものとする。</p> <p>(1) 職務の執行の方針に関すること。 (2) 条例第24条第3号又は第30条第1項の規定に基づき勧告を行うこと。 (3) 条例第24条第3号の規定に基づき意見を述べること。 (4) 条例第30条第3項の規定に基づき意見を公表すること。 (5) その他推進員の合議の結果合議により決定することとされた事項に関すること。</p>
<p>(申出の方法) 第3条 略</p>	<p>(申出の方法) 第4条 略</p> <p>(審査を行わない申出) 第5条 推進員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、審査を行わないものとする。</p> <p>(1) 裁判所において係争中の事案及び判決により確定した事案に関する事項 (2) 行政庁において審理中の不服申立てに係る事案及び裁決等により確定した事案に関する事項 (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第12条第1項の規定による紛争の解決の援助又は同法第13条第1項の規定による調定の対象となる事項 (4) 条例又はこの規則の規定に基づく推進員の行為に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、推進員が審査をすることが適当でないとする事項</p> <p>2 推進員は、条例第19条第2項の規定による申出が、条例第18条第2項の規定による通知のあった日から60日を経過した日以降にされたものであるときは、当該申出を受理しないものとする。ただし、60日を経過したことについて正当な理由があると推進員が認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 推進員は、前2項の場合においては、申出について審査をしない旨又は申出を受理しない旨及びその理由を、当該申出をした者に対して通知するものとする。</p> <p>(審査開始の通知等)</p>

第6条 推進員は、申出について審査を開始するときは、その旨を苦情に係る施策を行う県の機関（条例第19条第2項の規定に基づく申出にあっては、知事）及び関係者に通知するものとする。ただし、条例第19条第2項の規定に基づく申出について審査を開始する場合であって、関係者に通知せず、又は審査開始後に通知することが適当であると認めるときは、通知せず、又は審査開始後に通知することができる。

2 推進員は、条例第28条第1項の規定による県の機関に対する報告又は資料の提出の要求を行うときは、書面により行うものとする。

（勧告及び意見の公表の通知）

第7条 推進員は、条例第24条第3号若しくは第30条第1項の規定により勧告をし、条例第24条第3号の規定により意見を述べ、又は条例第30条第3項の規定により意見を公表した場合において、当該勧告等に係る事項について条例第19条に基づく申出をした者がいるときは、その内容を当該申出をした者に通知するものとする。

2 推進員は、条例第30条第3項の規定による意見の公表を行ったときは、関係する県の機関にその内容について通知するものとする。

（申出の処理状況等の報告等）

第8条 推進員は、毎年度1回以上、申出の処理の状況及びこれに関する所見等に係る報告書を作成し、知事に提出するとともに、これを公表するものとする。

（身分証明書）

第9条 推進員は、条例第28条第1項に規定する職務を行う場合には、その身分を示す別記様式の証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第10条 略

別記様式（第9条関係）

（表）

略

（裏）

鳥取県男女共同参画推進条例（抜粋）
略
鳥取県男女共同参画推進条例施行規則（抜粋）
（身分証明書）
第9条 推進員は、条例第28条第1項に規定する職務を行う場合には、その身分を示す別記様式の証明書を

（身分証明書）

第4条 条例第28条第1項に規定する職務を行う推進員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

（委任）

第5条 略

別記様式（第4条関係）

（表）

略

（裏）

鳥取県男女共同参画推進条例（抜粋）
略
鳥取県男女共同参画推進条例施行規則（抜粋）
（身分証明書）
第4条 条例第28条第1項に規定する職務を行う推進員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする

る。

を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第98号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号 (第27条関係)

(1)
収 納 金 集 計 票
(鳥 取 県 公 金)

0	12
90	

金融機関コード						
3						9

分類区分	
10	11

収 納 日					
12					17

納 付 日					
18					23

領収済通知書	
枚	数
24	26

枚

金 額											
27											38

円

指定金融機関 受 入 店 番		
39		41

指定金融機関受入日					
42					47

記 入 例	0	5
	1	6
	2	7
	3	8
	4	9

指定金融機関の取扱店舗・指定代理金融機関の取扱店舗・収納代理金融機関の取扱店舗（株式会社みずほ銀行の県外の取扱店舗を除く。）以外の金融機関の店舗での収納日を記入

- 01 一般会計県税（OCR） 06 特別会計（OCR）
- 02 一般会計県税（パンチ） 07 特別会計（パンチ）
- 04 一般会計税外（OCR） 08 歳入歳出外現金（OCR）
- 05 一般会計税外（パンチ） 09 歳入歳出外現金（パンチ）

(2)
収 納 金 集 計 票
(鳥 取 県 公 金)

12	
0	91

金 融 機 関 コ ー ド						
3						9

分類区分	
10	11

(自動車税)

収 納 日					
12					17

納 付 日					
18					23

領収済通知書	
枚	数
24	26

枚

金 額									
27									35

円

指定金融機関		
受 入 店 番		
36		38

指定金融機関受入日					
39					44

指定金融機関の取扱店舗・指定代理金融機関の取扱店舗・収納代理金融機関の取扱店舗（株式会社みずほ銀行の県外の取扱店舗を除く。）以外の金融機関の店舗での収納日を記入

記 入 例

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

附 則

この規則は、平成16年1月1日から施行する。